

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月二十八日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表奈良市の項を次のように改める。

奈良市
横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、柚ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生疏里町、法用町、東鳴川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、萩町、都祁馬場町

第十二条の表山添村の項を次のように改める。

山添村
室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野、春日、大西、菅生、西波多、遅瀬、中峰山、広代、中之庄、吉田、広瀬、鶉山、片平、葛尾、三ヶ谷、勝原、岩屋、毛原、切幡、伏拝、助命、箕輪、大塩、堂前

附 則

この規則は、令和五年十二月一日から施行する。